

ご自宅に調査票が郵送されたみなさまへ

平成23年国民年金被保険者実態調査にご協力をお願いします

● 国民年金被保険者実態調査とは

国民年金制度に対する意識や周知度、保険料の納め方、就業状況などを把握することにより、今後の年金制度の検討や国民年金の事業の運営に必要な基礎資料を得ることを目的に3年ごとに実施している統計調査です。

● 調査の対象は

平成23年3月末現在の国民年金第1号被保険者約2千万人の中から無作為に選んだ約6万人を対象として実施します。

調査の対象となった方には、厚生労働省から調査票を郵送いたします。

● 調査の方法は

郵送された調査票に記入し、同封されている返信用封筒に入れて投函してください。匿名の調査ですので、封筒や調査票に氏名を記入する必要はありません。

よくあるご質問はこちらへ → [国民年金被保険者実態調査Q&A](#)

過去の調査結果はこちらへ → [平成20年国民年金被保険者実態調査](#)

※ 調査票の回答内容や個人情報などを他に漏らすことや統計以外の目的に用いることは、法律で固く禁じられていますので、ありのままをお答えください。

※ 国の調査名をかたって不正に情報を収集する「かたり調査」には十分ご注意ください。



まだ調査票に回答していただけていない方に、再度、調査票をお送りすることがあります。

既に回答済みの場合は、行き違いにつき、ご容赦願います。
(恐れいりますが、新たに送付された調査票は破棄してください。)



◆ この調査に関するお問い合わせ先 ◆

厚生労働省 年金局 事業企画課 調査室 国民年金被保険者実態調査 担当

TEL:(代表)03-5253-1111 (内線)3585・3586

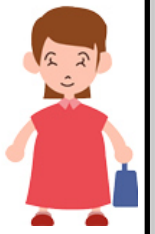
◆ ご自身の年金に関するご相談は日本年金機構へ◆

TEL:(ねんきんダイヤル) 0570-05-1165

または、お近くの年金事務所へ [日本年金機構ホームページ](#)



国民年金被保険者実態調査 Q & A



- Q.1 どんな人が調査の対象なのですか。
- Q.2 どうして自分が当たったのですか。
- Q.3 年金に関する届出をしているのに、なぜ調査が必要なのですか。
- Q.4 回答した内容の秘密は守られますか。
- Q.5 回答した内容が、年金保険料の納付の督促や税金の資料に使用されることはないですか。
- Q.6 調査の結果はどのように利用されるのですか。
- Q.7 「整理番号」で個人を特定できるのではありませんか。
- Q.8 調査票を提出しないと罰則があるのですか。
- Q.9 住所や氏名が間違っているのですが、どうすればよいですか。
- Q.10 調査の対象となった本人は亡くなったのですが、どうすればよいですか。
- Q.11 現在、厚生年金や共済年金に加入していますが、回答する必要がありますか。
- Q.12 調査の対象となった本人は現住所にいませんが、どうすればよいですか。
- Q.13 全く知らない人の調査票が届きましたが、どうすればよいですか。
- Q.14 調査の対象となった本人が記入しなくてははいけませんか。
- Q.15 住所や氏名は記入しなくてよいのですか。
- Q.16 締め切りに間に合わない場合は、どうすればよいですか。
- Q.17 既に調査票を提出したのに、また同じ調査票が送付されたのはなぜですか。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.1>

どんな人が調査の対象なのですか。

<A.>

平成23年3月末現在で、20歳～59歳の国民年金第1号被保険者約2,000万人の中から、無作為に選んだ約6万人が調査の対象です。

国民年金第1号被保険者とは

日本国内にお住まいの20～59歳の方は皆、年金に加入することになっています。

年金の加入者(被保険者)のうち、会社などに勤め、厚生年金や共済組合に加入している方を、「第2号被保険者」といい、第2号被保険者に扶養されている配偶者を「第3号被保険者」といいます。そして、第2号被保険者でも第3号被保険者でもない方を、「第1号被保険者」といい、例えば、自営業を営んでいる方や農業・漁業に従事している方・その家族、パート・アルバイトをされている方、学生、無職の方などが該当します。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.2>

どうして自分が当たったのですか。

<A.>

国民年金第1号被保険者約2,000万人のうちから、無作為に約6万人を選び、あなたが調査対象者になりましたので、調査票をお送りいたしました。

本来は、国民年金第1号被保険者約2,000万人全員に調査をお願いするのが望ましいのですが、そうした場合、膨大な費用と時間がかかってしまいます。そこで、一部の方について調査を行い、その結果から全体の状況を推定する統計理論に基づき、ランダム(無作為)に約6万人を選んだところ、あなたに調査をお願いすることになりました。

保険料を納めている方や納めていない方、免除を受けている方を同じようにランダムに選んでおります。

1人が約333人を代表するデータとなり、これによって全体の状況を推定することになりますので、よろしくご協力をお願いします。

<Q.3>

年金の届出をしているのに、なぜ調査が必要なのですか。

<A.>

年金に関する届出などからは、年金加入者数や免除の状況などの情報は分かりますが、年金制度と深く関連する皆様の働き方や世帯の消費支出の状況、皆様が制度に関してどのように考えておられるかなどの状況は分かりません。

今後、例えば、保険料免除制度の在り方や年金広報の在り方などを検討していく上で、このような情報は必要不可欠ですので、この調査をお願いしているものです。

<Q.4>

回答した内容の秘密は守られますか。

<A.>

調査票に記入していただいた内容など、調査において知り得た事項を他に漏らすことは、統計法という法律により固く禁じられています。

調査の秘密は厳しく守られるようになっていきますので、ご安心ください。

また、この調査では、調査票から個人を特定できない仕組みとなっていますので、安心してありのままをお答えください。

<Q.5>

回答した内容が、年金保険料の納付の督促や税金の資料に使用されることはないですか。

<A.>

そのようなことは決してありません。

お答えいただいた内容を、統計以外の目的に使うことは統計法という法律で固く禁じられています。また、調査票から個人を特定できない仕組みになっており、年金保険料の納付の督促などに用いることはできませんので、安心してありのままをお答えください。

<Q.6>

調査の結果はどのように利用されるのですか。

<A.>

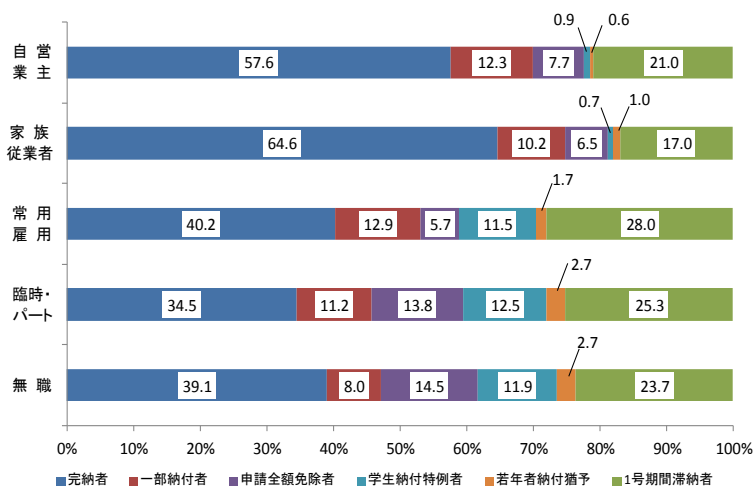
ご協力いただいた調査票は、年齢別や就業状況別などに分析し、統計数値としてまとめられます。その結果は、今後の年金制度の見直しや国民年金の事業運営に必要な貴重な資料として、国会やさまざまな審議会、研究会などにおいて使われています。

過去の調査結果は[こちら](#)をご覧ください。

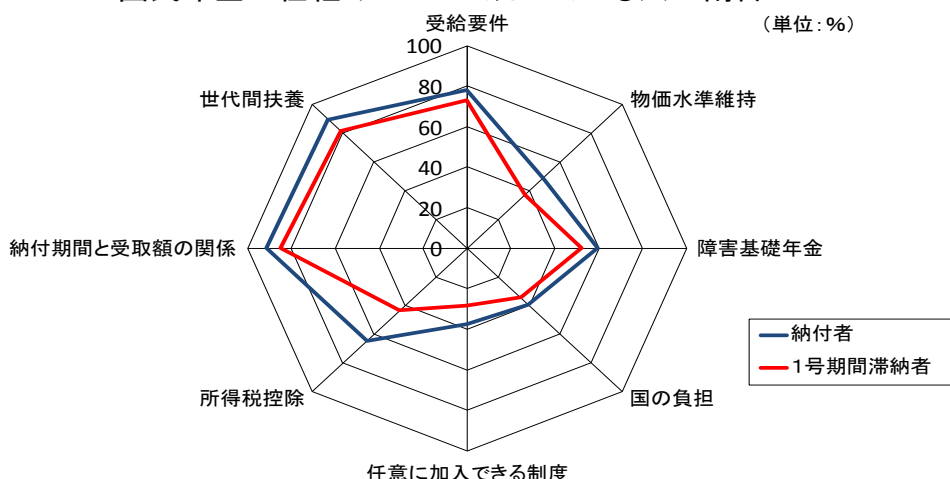
なお、お答えいただいた内容を統計作成以外に用いることは、統計法という法律で固く禁じられています。また、調査票から個人を特定できない仕組みになっており、年金保険料の納付の督促などに用いることはできませんので、安心してありのままをお答えください。

<前回(平成20年)の調査結果より抜粋>

就業状況別にみた保険料の納付状況



国民年金の仕組みについて知っている人の割合



<Q.7>

「整理番号」で個人を特定できるのではありませんか。

<A.>

そのようなことはありませんので、安心してご提出ください。

整理番号何番の方がどなた様かというのは調査票をお送りした際に用いた調査対象者名簿に記録されていますが、調査票の発送後に、その名簿は消去いたします。そのため、整理番号が何番の方が回答していただいたかは分かりませんが、それがどなた様なのかは分からず、個人を識別できない仕組みになっております。

なお、整理番号は、今回の調査でのみ使用する番号なので、この番号から基礎年金番号などが判明することはありません。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.8>

調査票を提出しないと、罰則があるのですか。

<A.>

罰則はありません。しかし、調査結果は今後の年金制度の施策を決める上での大切な基礎資料となります。1人が約333人を代表するデータとなり、これによって全体の状況を推定することになりますので、調査を拒否される方がいると、結果に偏りが生じてしまいます。その旨をご理解の上、調査にご協力をお願いいたします。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.9>

住所や氏名が間違っているのですが、どうすればよいですか。

<A.>

<既に住所変更や氏名変更の届出を行った方>

調査票は、平成23年3月末現在の状況に基づいてお送りしています。

そのため、平成23年4月以降に住所・氏名の変更の届出を提出した場合、今回の調査内容に反映されていない場合がございます。

住所・氏名に変更があった場合でも、調査票はそのままご回答ください。

なお、変更後の住所や氏名は、届出を行った後に日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」などの送付物で確認することができます。

<これから住所変更や氏名変更の届出、訂正を行う方>

お住まいの市・区役所または町村役場の国民年金担当窓口でお手続きをお願いいたします。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.10>

調査の対象となった本人は亡くなったのですが、どうすればよいですか。

<A.>

大変失礼いたしました。

調査票は、平成23年3月末現在の状況に基づいてお送りしています。

そのため、お亡くなりになられた旨の届出を平成23年4月以降にお手続きされた場合は、今回の調査内容に反映されていない場合がございますので、ご了承ください。

なお、送付された調査票は破棄していただいて構いません。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.11>

現在、厚生年金や共済年金に加入しているのに、回答する必要がありますか。

<A.>

この調査票は、平成23年3月末現在に[国民年金第1号被保険者](#)であった方にお送りしています。

現在、厚生年金や共済組合に加入中の方でも、ご回答をお願いいたします。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.12>

調査の対象となった本人は現住所にいませんが、どうすればよいですか。

<A.>

<調査の対象となった方がご家族の場合>

可能であれば、調査票を調査対象の方へ転送してください。それが難しい場合には、調査の対象となった方が分かる方の代筆でも結構です。分かる範囲でかまいませんので代筆をお願いいたします。

<調査の対象となった方がご家族以外
(前にその住所に住んでいた人など)の場合>

受取人がその住所にいない旨を書いたメモ用紙等を郵便物の表面に貼り付けて、郵便ポストに投函してください。

誤って開封してしまった場合は、開封した箇所を補修してください。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.13>

全く知らない人の調査票が届きましたが、どうしたらよいですか。

<A.>

<誤配達があった場合>

誤配達である旨を書いたメモ用紙等を郵便物の表面に貼り付け、郵便ポストへ投函してください。

誤って開封してしまった場合は、開封した箇所を補修してください。

<前にその住所に住んでいた人あてに送付された場合>

受取人がその住所にいない旨を書いたメモ用紙等を郵便物の表面に貼り付けて、郵便ポストに投函してください。

誤って開封してしまった場合は、開封した箇所を補修してください。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.14>

調査の対象となった本人が記入しなくてははいけませんか。

<A.>

ご記入できない方もいらっしゃるでしょうから、調査の対象となった方が分かる方の代筆でも結構です。

分かる範囲で構いませんので、代筆をお願いいたします。

ご協力をお願いいたします。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.15>

住所や氏名は記入しなくてよいのですか。

<A.>

この調査は、どなたの回答であるかを知る必要はありませんので無記名で結構です。

ご回答いただいた調査票は、折りたたんで(3つ折りくらい)、同封しておきます返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

返信用封筒に切手は不要です。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.16>

締め切りに間に合わない場合は、どうすればよいですか。

<A.>

締め切りを過ぎましても、ご回答いただいた調査票は受理いたします。

記入がまだの方も、ご協力をお願いします。

<平成23年国民年金被保険者実態調査Q&A>

<Q.17>

既に調査票を提出したのに、また同じ調査票が送付されたのはなぜですか。

<A.>

調査の締め切りを平成24年1月20日(金)と設定しましたので、それまでにご提出いただけなかった方には、再度同じ調査票をお送りしております。

1月20日(金)までにお送りいただいた方でも、郵便事情の混雑等で到着が遅れたことが考えられます。

既にお送りくださった方はもう一度書いていただく必要はありませんので、新しい調査票はお手数ですが破棄してください。

ご協力ありがとうございました。